

令和6年2月28日

極真関連商標について

「NPO 法人極真会館西岡道場」は、極真関連商標権者である大石代悟との間で商標使用許諾契約を締結し、同契約について商標共有者である旧支部長会からも了承を得て活動する総極真（正式名称：一般社団法人国際空手道連盟極真会館）の加盟道場です。当道場は極真関連商標を法律上有効に使用することができます。

現在、大石代悟と旧支部長会の双方が認め、法律上適法に極真関連商標を使用することができる地位にあるのは、「大石代悟」「一般社団法人としての総極真」「総極真の加盟道場」および「一般社団法人としての旧支部長会（※旧支部長会の加盟道場は含まれない）のみです。

※旧支部長会に加盟する道場や旧支部長会の理事個人については、大石代悟からの商標使用について法律上有効な許諾は得ておらず、総裁存命中からの支部長などは権利濫用論によって事実上使用が可能になる余地はありますが、形式的には商標権侵害状態にあり、旧支部長会に加盟しても極真の商標を有効に使用できることにはならないということになります。

なお、旧支部長会から商標権に関する連絡を受けた方は、戸田総合法律事務所（todasogo@todasogo.jp）までメールでお知らせください。

以上

NPO 法人極真会館西岡道場
理事長 西岡 成則

一般社団法人国際空手道連盟極真会館
顧問弁護士 中澤 佑一